

学校指導課  
学力向上担当  
内線5579  
直通225-1826

平成28年度「石川県基礎学力調査」及び「全国学力・学習状況調査」の実施について

## I 石川県基礎学力調査

- 1 実施日 平成28年4月18日（月）
- 2 調査の目的  
児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能や活用力の定着状況、及び学習・生活状況について把握・分析し、学校における児童生徒への教育指導の改善を図る。併せて、教員の指導状況等を把握し、指導改善に役立てる。
- 3 教科に関する調査対象学年  
小学校4年 全児童 (約10,000名)  
小学校6年 全児童 (約10,000名)  
中学校3年 全生徒 (約11,000名)  
※ 全公立小・中学校における上記の学年の全児童生徒を対象に調査する。ただし、調査の集計・分析については、各学校対象学年から無作為に1学級ずつを抽出して行う。
- 4 質問紙調査対象学年等  
小学校4年 抽出児童 (約5,000名)  
小学校6年 抽出児童 (約5,000名)  
中学校3年 抽出生徒 (約3,000名)  
教員 抽出 (約2,000名)  
※ 児童生徒質問紙調査は、学習に対する意識や家庭学習、生活習慣などの状況に関する内容について、教科に関する調査における集計・分析の抽出学級（各学校対象学年1学級）の児童生徒を対象に調査する。  
※ 教員質問紙調査は、授業における指導状況等に関する内容について、抽出した小・中学校における教員を対象に調査する。
- 5 対象教科等  
小学校4年 国語・算数・質問紙調査  
小学校6年 社会・理科・質問紙調査  
中学校3年 社会・理科・英語・質問紙調査  
教員 質問紙調査
- 6 その他
  - (1) 取材方法等  
別紙のとおり
  - (2) 調査問題については、希望があれば、4月20日（水）15:00以降に学校指導課にて資料提供

## Ⅱ 全国学力・学習状況調査

- 1 実施日 平成28年4月19日（火）
- 2 目的
  - (1) 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
  - (2) 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
  - (3) そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- 3 調査方式  
 悉皆調査
- 4 調査対象学年  
 小学校6年、中学校3年
- 5 調査内容
  - (1) 児童生徒に対する調査
    - ・教科に関する調査（国語、算数・数学）  
 主として「知識」に関する問題、主として「活用」に関する問題
    - ・生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査
  - (2) 学校に対する調査  
 指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査
- 6 その他  
 取材方法等については、別紙のとおり

平成28年度「石川県基礎学力調査」及び「全国学力・学習状況調査」における取材について

※ 取材の希望がある場合は、県教委学校指導課にて割り振りなどの調整を行うので、4月14日（木）17：00までに、担当まで連絡願います。

1 取材できる学校は以下のとおりとする。

- |         |                            |                    |
|---------|----------------------------|--------------------|
| (1) 小学校 | ○金沢市立木曳野小学校<br>金沢市木曳野1-1   | TEL (076) 268-7332 |
|         | ○金沢市立鞍月小学校<br>金沢市南新保町リ27-1 | TEL (076) 237-6447 |
| (2) 中学校 | ○金沢市立浅野川中学校<br>金沢市諸江町下丁388 | TEL (076) 237-7352 |
|         | ○金沢市立西南部中学校<br>金沢市新保本1-149 | TEL (076) 249-2317 |

2 取材に当たっての留意事項

- (1) 事前に学校長の了解を得、学校長の指示に基づき取材すること。
- (2) 教室での撮影は、
  - ・2時限目の開始時から問題用紙配付時までとし、調査実施中は行わないこと。（2時限目の開始時刻については、15日（金）に、取材する学校に問い合わせること。）
  - ・人物が特定できないよう、背後から撮影すること。
  - ・問題用紙や解答用紙を撮影しないこと。
- (3) 調査実施への影響を考慮し、調査を実施中の児童生徒及び校長・教員に対する取材については行わないこと。
- (4) 報道に当たっては、個人が特定されないよう配慮すること。